

平成19年2月2日

報道各位

住友不動産株式会社

札幌市北区のマンション区分所有者との訴訟について

本日、標記訴訟の第一回期日がありましたので、当社としての考えを以下により説明させていただきます。

本マンションは、当社が昨年5月に公表しておりますように、当社が設計を依頼した元請設計事務所（当社が札幌で設計を依頼していた9事務所のうちの1つ）が、当社に何らの相談、了解もなく独自の判断で、浅沼良一元2級建築士に構造計算を行わせ、浅沼氏が構造計算書の偽装を行ったために、建築基準法の耐震基準を満たさないことが判明した2物件のうちの1つであります。

本マンションは、建築基準法の耐震基準を満足させるためには、補強工事に長期間を要し、かつ工事期間中に一時ご移転が必要になるなど、入居者の皆様にかなりのご不便をおかけすることになります。そこで当社は、本マンションの販売はまだ数年前であり、当社が新築販売価格で買い取れば、市況からみて区分所有者の皆様が新しいマンションにスムーズに買い換えることができるものと考え、補強に比べて当社の出費は大幅に増加することは覚悟のうえで、区分所有者の皆様にご購入時の新築販売価格での買取を提案させていただきました。その後、既に大多数の方々には当社の提案にご賛同いただき、順次買取を進めさせていただいているところであります。

こうした中、当社が提案しております新築販売価格だけではご不満の一部（2戸）の区分所有者の方から、プラスアルファの金銭支払いを求める訴訟が提起されましたことは大変残念ですが、当社は、売主としての責任を果たすにあたり、思い切った提案をさせていただいていると考えており、訴訟におきましても当社の考えを主張し、ご理解をいただけるよう努めてまいり所存です。

なお、2月16日に第一回期日が予定されております札幌市中央区のマンション区分所有者との訴訟につきましては、当日あらためて当社としての考えを説明させていただく予定です。

また、これらのマンションの区分所有者および入居者の方々への配慮から、当社からこれらのマンション名を公表することは、引き続き差し控えさせていただきます。

問い合わせ先：住友不動産 広報部

TEL： 03-3346-1042